

八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定書

北杜市（以下「甲」という。）と富士見町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、甲乙が相互に役割を分担して定住に必要な生活機能を確保し、及び充実させ、甲及び乙の区域への人材の誘導を促進するために定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する取組において、相互に連携を図り、共同し、又は補完しあうこととする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表1から別表3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

（事務執行に当たっての協力及び費用負担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担し、協力して事務の執行に当たるとともに、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度等を勘案し、当該費用を負担するものとする。

2 前項に規定する事務の執行及び費用の負担に関し、必要な事項は、必要に応じて甲及び乙が協議して定めることとする。

（協定の変更）

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲乙は、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項に規定する通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成27年7月1日

山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

甲

北杜市長

白倉政司 

長野県諏訪郡富士見町落合10777番地

乙

富士見町長

小林一孝 

別表1 (第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

1. 産業振興

ア 観光振興の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
観光振興による圏域の活性化を図るため、八ヶ岳観光圏事業を拡充し、国内外からの観光客の誘客に取り組む。	乙と連携し、広域観光ルートの設定やインバウンド対策事業等、八ヶ岳観光圏事業の拡充に取り組む。	甲と連携し、広域観光ルートの設定やインバウンド対策事業等、八ヶ岳観光圏事業の拡充に取り組む。
観光振興による圏域の活性化を図るため、南アルプスユネスコエコパーク事業に取り組む。	乙と連携し、観光振興による圏域の活性化を図るため、南アルプスユネスコエコパークに関する情報等の共有及び共同事業を行う。	甲と連携し、観光振興による圏域の活性化を図るため、南アルプスユネスコエコパークに関する情報等の共有及び共同事業を行う。

イ 農林水産業振興の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
農林水産業の振興を図るため、圏域が連携し、安心・安全な農林水産物の生産拡大に取り組む。	乙と連携し、圏域に適した農林水産業の推進に取り組むと共に、就農等に関する情報の共有を行う。	甲と連携し、圏域に適した農林水産業の推進に取り組むと共に、就農等に関する情報の共有を行う。

ウ 鳥獣害防止対策

取組内容	甲の役割	乙の役割
有害鳥獣による農林業被害を防止するため、圏域で連携し、鳥獣害防止対策を総合的に進める。	(ア) 乙と連携し、住民及び団体と連携を図りつつ、鳥獣害に関する情報交換等を実施する。 (イ) 乙と連携し、鳥獣害防止対策の調査研究を行うとともに、取組を実施する。	(ア) 甲と連携し、住民及び団体と連携を図りつつ、鳥獣害に関する情報交換等を実施する。 (イ) 甲と連携し、鳥獣害防止対策の調査研究を行うとともに、取組を実施する。

エ 地産地消・販路拡大の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
農林産物の消費拡大を図るため、道の駅・直売所等を活用し、地産地消及び販路拡大を推進する。	(ア) 乙と連携し、住民及び団体等と連携を図りつつ、地産地消、情報発信等に関する情報交換等を実施する。 (イ) 乙と連携し、道の駅・直売所等の相互交流により、地産地消及び販路拡大の推進に資する取組を実施する。	(ア) 甲と連携し、住民及び団体等と連携を図りつつ、地産地消、情報発信等に関する情報発信等を実施する。 (イ) 甲と連携し、道の駅・直売所等の相互交流により、地産地消及び販路拡大の推進に資する取組を実施する。

2. 教育・文化

ア 図書館の相互利用等

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の生涯学習の機会の充実を図るため、各図書館の相互利用等を促進する。	乙と連携し、各図書館の相互利用等を促進する。	甲と連携し、各図書館の相互利用等を推進する。

イ 生涯学習の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内における芸術、文化、スポーツの振興を図るため、施設の相互利用やイベント情報の共有等に努め生涯学習の充実を図る。	乙と連携し、圏域内の芸術、文化、スポーツ施設で開催されるイベント等の情報を発信するとともに、圏域内の住民、子供達がイベント等に参加できるような機会をつくる。	甲と連携し、圏域内の芸術、文化、スポーツ施設で開催されるイベント等の情報を発信するとともに、圏域内の住民、子供達がイベント等に参加できるような機会をつくる。

ウ 文化財の保護、活用

取組内容	甲の役割	乙の役割
郷土の文化・伝統を守るため、連携して文化財の保護、活用を図る。	乙と連携し、文化財の保護、活用を図る。	甲と連携し、文化財の保護、活用を図る。

別表2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1. 地域公共交通

ア 地域公共交通のネットワーク化

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内住民等の移動手段を確保するため、バス路線等の維持・確保対策に取り組む。	乙と連携し、圏域における公共交通の課題について調査、検証するとともに、バス路線等の維持・確保対策に取り組む。	甲と連携し、圏域における公共交通の課題について調査、検証するとともに、バス路線の維持・確保対策に取り組む。

2. 圏域内外の住民との交流及び移住の促進

ア 結婚支援

取組内容	甲の役割	乙の役割
若者に出会いの機会を提供するため、圏域全体で結婚支援に取り組む。	乙と連携し、結婚相談や出会いのパーティ等のイベントを開催するとともに、結婚支援の取組の調整を行う。	甲と連携し、結婚相談や出会いのパーティ等のイベントを開催するとともに、結婚支援の取組の調整を行う。

イ 移住促進及び交流推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
移住促進及び交流推進を図るため、三大都市圏を対象とした就労、住宅、空き家に関する情報の提供及び発信に取り組む。	乙と連携し、事業実施のために必要となる情報の収集を行い、移住希望者に対応できる移住相談案内窓口等を設置する。	甲と連携し、事業実施のために必要となる情報の収集を行い、移住希望者に対応できる移住相談案内窓口等を設置する。
圏域への定住を促進するため、経済的負担を軽減する支援に取り組む。	乙と連携し、住宅取得に向けての支援制度を検討するとともに、圏域内における定住促進に取り組む。	甲と連携し、住宅取得に向けての支援制度を検討するとともに、圏域内における定住促進に取り組む。

3. 道路等の交通インフラの整備

ア 道路の整備

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の交流人口を増加させるため、圏域を横断する観光ルート等となりうる道路整備に取り組む。	乙と連携し、圏域内の観光振興や災害時の緊急道路として、圏域を横断する主要道路が十分機能するよう整備に取り組む。	甲と連携し、圏域内の観光振興や災害時の緊急道路として、圏域を横断する主要道路が十分機能するよう整備に取り組む。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1. 圏域内市町村職員の交流

ア 市町村間職員研修

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内市町村職員の資質の向上及び圏域マネジメント能力の向上を図るため、合同研修を行う。	乙と連携し、圏域内市町村職員が合同で参加することで効果が期待できる研修を企画し、実施する。	甲と連携し、圏域内市町村職員が合同で参加することで効果が期待できる研修を企画し、実施する。